

平成 18 年度
川 越 市 行 政 経 営 戦 略

平成 1 8 年 1 1 月

川 越 市

目 次

はじめに

1 経営戦略とは	・・・	1頁
2 経営戦略		
(1) 経営戦略の方針と構成	・・・	2頁
(2) 各対策の方針		
財政の健全化		
行政内部の合理化・効率化の徹底		
公共工事のコスト縮減	・・・	3頁
歳入の確保		
公有地の管理及び処分	・・・	3頁
制度の適正化		
補助金制度の見直し	・・・	4頁
受益者負担の適正化	・・・	4頁
扶助費関連支出の見直し	・・・	5頁
地域の活性化		
観光客 1,000 万人誘致	・・・	6頁

はじめに

本市の行財政運営を取り巻く環境は、少子高齢化の進展による人口減少社会の到来、地方分権の進展、三位一体改革による「国から地方へ」・「官から民へ」の構造改革などにより大きく変化しています。

このような中で、本市においては、真の地方自治の充実が求められており、改めて自らの責任において自治体運営をマネジメントすることを強く認識し、将来にわたって市民が豊かに安全で安心して生活できるよう、さまざまな施策を行うとともに、効率的かつ効果的な行財政運営に努め、安定した市政を維持する必要があります。

このため、自治体を経営するという観点から、知恵と工夫を凝らし、従来の枠にとらわれない新たな発想で課題を解決し施策を推進するため、平成18年3月、庁内において「川越市経営戦略会議」を設置しました。

今年度の経営戦略会議においては、重点的に検討すべき課題として、「公共工事のコスト縮減」、「公有地の管理及び処分」、「補助金制度の見直し」、「受益者負担の適正化」、「扶助費関連支出の見直し」、「観光客1,000万人誘致」を選定し、それぞれの関係課職員78名による6つのプロジェクトによって、約半年間の検討を行ってきました。

経営戦略会議では、これらの検討結果を踏まえ、速やかに対策を講ずべき課題の方針を定め、行政運営の一層の効率化と財政の健全化を図り、自律性の高い行財政運営を行っていかこうとするものです。

1 経営戦略とは

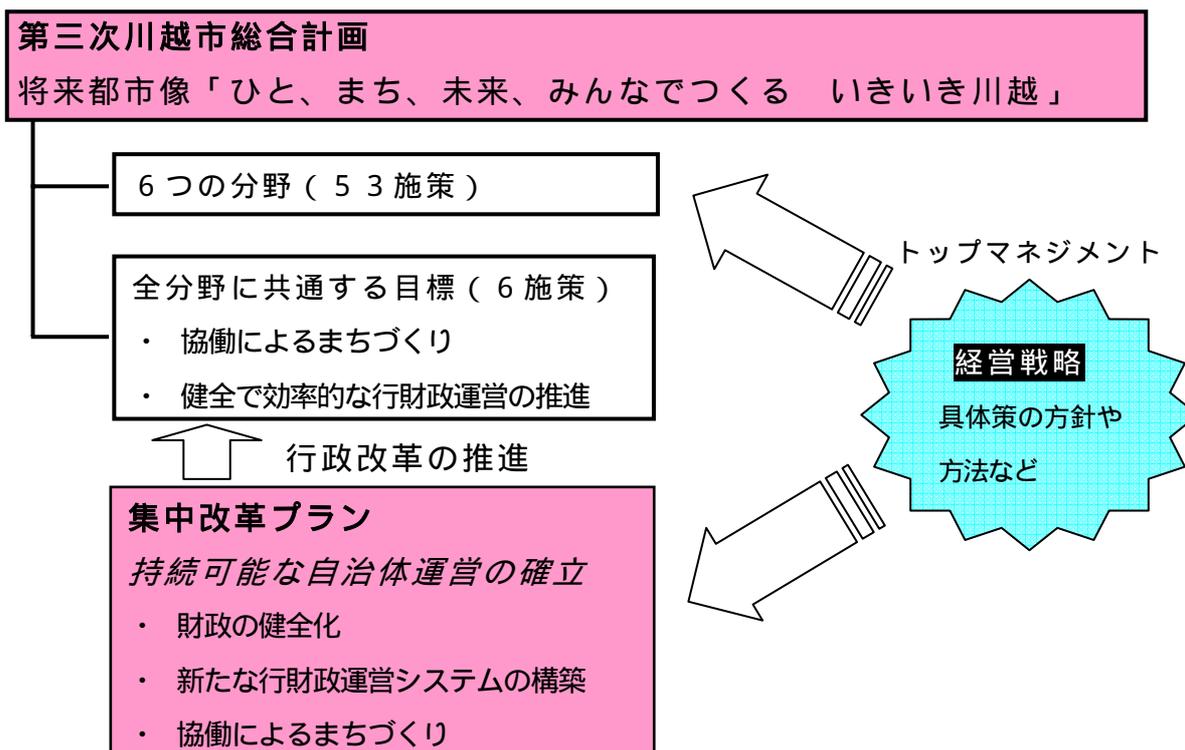
(1) 経営戦略とは

現在、国・地方を通じて厳しい財政状況の中、地方自治体は、地方分権の進展や三位一体の改革などにより権限や税源の移譲が進み、今まで以上に、自らの責任において自主性・自律性の高い行財政運営を行っていかねばなりません。

本市では、このような状況を踏まえ、今年度からスタートした「第三次川越市総合計画」において、市民と行政の協働や地域の活性化を重視した「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」を将来都市像として掲げ、これに向かって各分野の施策を推進するとともに、これを支える健全で効率的な行財政運営を確立していこうとしています。

また、本年4月には、積極的に行政改革を推進するため、持続可能な自治体運営の確立を目的とする「川越市集中改革プラン」を策定し、財政健全化への対策や行財政運営の「経営的視点に立ったマネジメント」への転換などに取り組んでいます。

本年3月に設置した「経営戦略会議」は、この「経営的視点」を重視し、「トップマネジメントの充実」を図るものとしてスタートしたものです。ここでは、中長期的な視点に立ち、将来都市像を実現していくために、速やかに解決していくべき課題について、どのような対策を取るべきかを示すものを「経営戦略」とし、具体的な対策の方針や方法などを明確にすることとしました。



2 経営戦略

(1) 経営戦略の方針と構成

第三次川越市総合計画の将来都市像を実現していくために、速やかに解決していくべき課題に対し、どのような対策を取るべきかを「経営戦略」として示します。

厳しい財政状況の中で、財政の健全化を着実にを行う一方で、将来都市像の「いきいき川越」を実現していくために「地域の活性化」を積極的に推進する必要があります。

これらの対策は、定員管理・給与の適正化など財政健全化に向けた集中改革プランや個別の計画に基づき積極的に実施しているところですが、ここでは、複数の分野に係る諸課題などのうち、特に対策の方向性を明確にしていく必要があるものについて、その方針を示します。

(方針)

- ✚ 財政の健全化を図るため、行政内部の合理化・効率化を徹底して行うとともに、各種制度の適正化を図ります。
- ✚ 地域活性化の対策の一つとして観光客 1,000 万人誘致を目指し、情報の発信を戦略的に行うなど施策の重点化を図ります。

(構成)

経営戦略の項目	集中改革プランの位置づけ
財政の健全化	
行政内部の合理化・効率化の徹底	
公共工事のコスト縮減	
歳入の確保	
公有地の管理及び処分	
制度の適正化	
補助金制度の見直し	
受益者負担の適正化	
扶助費関連支出の見直し	無し
地域の活性化	
観光客 1,000 万人誘致	無し

(2) 各対策の方針

財政の健全化

行政内部の合理化・効率化の徹底

公共工事のコスト縮減

- 安全性、信頼性を確保した上で、全工事を対象としたコスト縮減を徹底する。
- 公共施設等の建設にあたっては、限られた財源の中で、市民が一層満足できるよう、公平性を考慮した上で重点化を図り、長期的な視点に立って目的を明確にし、高い効率性と効果を期待できる施設の建設に努める。
- 公共建築物の建設にあたっては、平成 19 年度より「建築部材ライフサイクルコスト比較表」を作成し、耐用年数に見合った適正な部材を選択し、コスト縮減を図る。
- 平成 19 年度に V E の導入を検討する。(V E とは、Value Engineering の略で、設計者以外が機能を損なうことなくコストダウンの代替案を提案し、価値の向上につなげる手法)
- 入札・契約制度、積算単価等の見直しを検討し、調達の最適化に努める。
- 施設等の安全性、信頼性が強く求められる中で、コストの縮減を一層推進するため、これを所管する部署(技術管理部署)の設置について、今年度中に検討し、平成 19 年度の組織改正に反映させる。

歳入の確保

公有地の管理及び処分

- 公有地の利活用については、次の考え方を基本にして、利活用指針を今年度中に策定する。
 - ✚ 公有地で現に利用していない土地は、利益を得る機会の損失を意味するものであることから、売却又は利用のいずれかの措置を講じ、全ての土地を対象に有効活用を図る。なお、売却処分については、災害時に対応するための用地の確保や事業用代替地等の活用を十分に考慮し、その上で、今後の利用予定がない土地については、積極的な売却を行い、保有資産の縮小化を図る。
 - ✚ 現に利用されていない土地で、利用の計画があるものについては、

それまでの間の暫定活用を徹底し、収益性を重視した土地活用を図る。なお、暫定活用の方法は、その期間に応じた適切な方法を選択する。

➤ 市営住宅月吉町（東）団地跡地の売却について

- ✚ 当該地については、公共用地として利用するには時間を要することから、平成 19 年度に売却し、得た収益を老朽化した施設の建替えなど他の社会資本整備の財源に充てることで、資産の有効活用を図る。なお、売却方法は、周辺地域住民の生活環境を考慮し、低層住宅の建設が予定できる分譲売却によるものとする。
- ✚ 今後の市営住宅の整備については、管理戸数を検証するとともに、住宅の建替えにあたっては、公有地の有効活用、借上げ方式などの手法を検討し、改めて整備計画を作成する。

制度の適正化

補助金制度の見直し

- 補助金は、住民等が行う特定の事業等に対し、公益上必要があると認められた場合に、その事業等の実施にあたり反対給付を求めることなく交付するものである。したがって、その目的や用途の検証を常に行っていく必要があることから、その見直し基準を作成し、定期的に確認を行う。なお、見直し基準の策定は今年度中に行い、明確な根拠をもって定めるものとする。
- 補助金制度は、本来、特定の事業費を対象に交付するものであることから、事業費補助の制度への移行を推進する。
- 平成 19 年度の補助金見直しの結果や、市民との協働によるまちづくりを推進する観点を踏まえ、「市民公募型補助金制度」の検討を行うものとする。

受益者負担の適正化

- 公の施設の使用料は、負担の公平性を確保するため、施設利用のコスト(原価)を基に算出する方法を定め、統一的な運用を図る。算出方法については、施設の性質から公費負担の割合を定め、さらに、コストの削減努力を使用料に反映させる方法等も検討し、「使用料設定基準」として定める。
- 実際の見直しは、平成 19 年度に市民の意見を聴いて「使用料設定

基準」を定め、段階的に適正化を図っていく。

- 使用料の減免基準及び運用の統一化、無料施設の一部有料化を検討し、平成 19 年度中に実施するものとする。
- 手数料については、適正な原価計算の下、随時見直しを図る。
- 基本健康診査については、医療制度改革などの状況を踏まえた上で、本当に受診を必要とする方が継続してサービスを受けられるように、対象者などの見直しや一部有料化を検討する。なお、検討にあたっては、健診の質の低下につながらぬよう考慮する。
- 下水道使用料については、公営企業としての経営健全化及び公費負担の適正化の観点から、見直しを検討する。
- 家庭系ごみ処理の有料化については、環境省の基本的な方針（一般廃棄物の排出抑制、再生利用促進、負担の公平化などを進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである）に基づき、市民の理解、協力を得ながら検討する。

扶助費関連支出の見直し

- 少子高齢化の進展により福祉の充実が一層求められると同時に、扶助費（高齢者、障害者や児童等への福祉に係る費用）は年々増加していくことが想定される。今後も、福祉の充実を継続していくために、真に福祉を必要とする人に対する行政サービスになっているか、その適格性を判断するなど、全体的に制度を見直し、財源の適正な配分による公平性の確保に努める。
- 上記の考え方にに基づき、扶助費関連支出の市単独事業、上乘せ・横だし事業（国・県の補助事業に対し、対象サービスや対象者の拡大を行う事業）について見直しを図る。
 - ア) 医療費支給における食事費部分の助成については、入院と在宅との負担の公平化を図るため、廃止する方向で検討する。
 - イ) 老人医療費支給は、健康保険法等の改正に伴い、制度上の矛盾が生じるため、廃止する方向で検討する。
 - ウ) 健康長寿奨励金支給事業は、平均寿命の延伸を考慮するとともに、より高齢者への支給を手厚くする観点から、年齢区分ごとの金額の見直しを検討する。
 - エ) 就学援助費は、対象者の適格性を見直し、所得基準の引き下げを検討する。（生保基準額の 1.5 倍以下を 1.3 倍以下に）
 - オ) 障害者介護保険介護サービス利用者負担額助成については、介

護保険制度との整合性を図り廃止の方向で検討する。

カ)その他の事業についても、財源の適正な配分による公平性の確保の観点から、適切な見直しを図るものとする。

地域の活性化

観光客 1,000 万人誘致

観光客 1,000 万人誘致を目指し、次の 11 事業を重点事業として推進する。

1. 小江戸川越の継承と追及の推奨 (学ぶ)
 - ▶ 川越ファン・川越通を増やす粋・生き施策 川越ファン(仮称)の構築
小江戸観光塾(仮称)の創設
(登録制による「川越ファンクラブ」の創設により、新たな観光客やリピーターの確保を図るとともに、川越の歴史・文化などを学習する「小江戸観光塾」の創設や検定事業などにより、川越人としての誇りと愛着心を培う)
2. 地図がなくても歩けるまち・小江戸川越の実現 (歩く)
 - ▶ 小江戸観光のはじまりは本丸から施策 本丸御殿および周辺の整備
(川越観光の核を確立していくため、老朽化した本丸御殿の改修等を行う)
3. 小江戸川越であり続けるための観光施策の推進 (遊ぶ)
 - ▶ 川越の水と花を活かした施策 伊佐沼の多目的利用
(沼などの自然環境を素材とした魅力的な空間づくりを推進する)
 - ▶ 新たな観光ゾーンの創出 鏡山酒造跡地の整備・活用
三善跡地・旧笠間邸の活用整備
(民間活力の積極的な導入により、観光の周遊性を高めるゾーンを確立)
 - ▶ 小江戸の魅力演出施策 食文化発展の促進と地場製品の提供
(鏡山酒造跡地や郊外型駐車場等を利用した特産品などの展示販売を行う)
4. 国際観光都市・小江戸川越へ向けたおもてなしの充実 (和む)
 - ▶ 市内交通システムの改善施策 郊外型駐車場整備による団体客の受入強化
(市道 0001 号線の沿線に駐車場を整備し、大型観光バスによる団体観光客の受け入れを強化する)
 - ▶ 小江戸ウエルカム施策 外国人への情報発信
(大使館などへの情報提供や外国人への骨董市の情報発信などを行う)
5. 「近きもの(市民)喜ばば、遠きもの(観光客)来る」の実践(集う)
 - ▶ 市民パフォーマンス・ライフスタイル支援施策 まちなか花壇の充実

(市民との協働により市街地の緑化を推進し、観光地としての魅力アップと生活環境の美化を図る)

6. だれもが一度は訪れたいまち・小江戸川越のPR (誘う)

- 小江戸川越見て来て施策 小江戸川越キャラバン隊(仮称)の実施
(川越ナンバーを活用した観光キャンペーンなど、車を広告媒体として活用した観光PRを図る)

これらの事業は、「川越らしさ」を念頭に置き、産学公・市民との協働により、若者も含めた多くの人々に愛される小江戸川越の実現を目指すものである。

なお、上記11事業のうち、特に「川越ファン(仮称)の構築」、「小江戸観光塾(仮称)の創設」、「小江戸川越キャラバン隊(仮称)の実施」については、“情報戦略”として速やかに実施するとともに、パンフレットの効果的な配布やITの活用などにより、積極的な情報の発信を行う。